

浜松市放課後児童会選考基準

基礎点①【当該児童】

区分	細目	基礎点	細目	基礎点
学年	1年	30	4年	15
	2年	25	5年	10
	3年	20	6年	5

基礎点②【保護者】

区分	細目	基礎点
就労※1	就労時間が月150時間以上	10
	就労時間が月120時間以上	9
	就労時間が月100時間以上	7
	就労時間が月80時間以上	6
	就労時間が月64時間以上	4
住所地※2内就労※4	就労時間が月150時間以上	5
	就労時間が月120時間以上	4
	就労時間が月80時間以上	1
	就労時間が月64時間以上	0
障害※5/疾病/入院	保護者自身が1か月以上の入院、入院見込み、常時臥床	10
	保護者自身が1か月以上の居宅療養（安静を要すると診断された場合、日常生活に支障があり、家庭での児童の対応が困難な場合）	7
	保護者自身が1か月以上の居宅療養（週3日程度の通院加療が必要な場合）	4
要介護※6	保護者自身が要介護の状況	5
家族を常時介護または看護※7	保護者が病気や障害のある家族を常時介護または看護	4
就学	保護者自身が職業訓練学校、専門学校、大学等へ就学	4
その他※8	不慮の事故や災害など運営主体が必要と判断したとき	※8

加算点①【該当するどれかを加算】

区分	細目	加算点
同居等祖父母※9	なし	なし 8
	あり① 障害※5/要介護※6/疾病/入院	あり 3
	あり② 就労※1/家族を常時介護または看護※7	なし 8
	あり①②以外 70歳以上	あり 3
	70歳未満	なし 7
	あり①②以外 70歳以上	あり 2
	70歳未満	0
	あり①②以外 70歳以上	▲4
	70歳未満	

加算点②【該当するものすべてを加算】

区分	細目	加算点
児童が障害者手帳等を所持、または発達支援学級に在籍	1・2年 3・4年 5・6年	5 4 1
ひとり親世帯	単独世帯（同居等祖父母※9がいない場合） 単独世帯以外	5 3
単身赴任	国外に単身赴任している場合 国内に単身赴任している場合	4 3
学区外就学（留守家庭）	浜松市学区外就学基準の「留守家庭」を理由として許可を受けた1年生	▲4
育児休業後の復職	放課後児童会に在籍した児童が、保護者の育児休業に伴い退会した後、同一年度中に保護者の復職により利用を希望する場合	10
病気療養後の復職	放課後児童会に在籍した児童が、保護者の病気療養等による休職に伴い退会した後、同一年度中に保護者の復職により利用を希望する場合	10
その他	入会申し込み関係書類の内容が、虚偽の記載と確認された場合	▲30

※1就労…月64時間以上であり、児童が1・2年生は午後2時を過ぎる、それ以上の学年は午後3時を過ぎる時間までの労働。

※2住所地…自宅と同住所またはこれに隣接した場所。
※3住所地外就労…住所地以外で就労している場合。

※4住所地内就労…住所地内で就労している場合。ただし、事務所等が住所地内であっても、業務内容が住所地外の労働を常態としている場合は「住所地外就労」とする。また、農林水産業に就労している場合も同様とする。

※5障害…障害（身体1～3級、精神1～3級、療育手帳A・B）を対象とし、当該児童への対応可否は診断書で判断する。
なお、申込児童の障害の等級は問わない。

※6要介護…要介護2～5を対象とする。

※7家族を常時介護または看護…常時介護は、介護認定通知書または介護保険資格者証（要介護2～5）で判断する。
常時看護は、診断書で判断する。

※8その他…必要と判断される場合、運営主体は事前に市への確認または協議後、状況に応じた決定を行う。

※9同居等祖父母…児童と同居または同一地番（二世帯住宅含む）に居住している祖父母。

※10学区内祖父母…学区※11内に居住し、就労、疾病等の状況がなく、放課後における当該児童への対応ができる70歳未満（該当年度の初日の前日時点）の祖父母。

※11学区…当該児童が在籍する小学校区とする。ただし、小学校の統廃合等により学区が広域となる場合は「小学校を中心
に半径4km以内」と読み替える。

(基礎点①) + (基礎点②) + (加算点①) + (加算点②)による合計点数の高い児童から入会が決定

※ 同点の場合は、基礎点①>基礎点②>加算点の順に順位をつける。